

# 近世石清水八幡宮領内の禪宗寺院の活動 ― 神應寺追補資料を中心に ―

竹 中 友里代

## 目次

はじめに

### 一、資料の概要

(一) 朱印状と右衛門佐書状

(二) 建法幢史料と朱印改め

### 二、廓翁鉤然の復興運動

(一) 廓翁鉤然の事績

(二) 神應寺の建法幢と廓翁

(三) 東阜心越の楊柳観音図

(四) 廓翁による什物の充実

### 三、神應寺の重宝管理

(一) 神應寺の御朱印笈

(二) 禪宗五箇寺の朱印改め

むすびにかえて

【神應寺追補資料目録】・【史料】

【図1】 掛絡・戸帳

【図2】 御朱印笈・【図3】 御朱印笈革履

## はじめに

京都府八幡市八幡西高坊にある神應寺は、石清水に八幡神を宇佐から勧請した僧行教によって、貞観二年（一八六〇）応神天皇を祀る寺として創建され、国の重要文化財の彫刻行教律師坐像を所蔵する古刹である。代々世襲して家族とともに護持する寺院ではなく、寺格が高いため曹洞宗通幻派の法類から推された僧が住職に就任する。八幡市教育委員会が文化財調査に入った平成一〇年（一九九八）頃には、管理者が常住せず既に多くの寺宝が失われていた。絵画彫刻など美術工芸品は悉皆調査により所蔵台帳が設置され、書院障壁画と不動堂の彫刻二躯が市の文化財に指定されている。古文書・典籍類は一点ごとに番号を付与して番号管理がはかられ、二〇〇一年八幡市教育委員会の『神應寺文化財調査報告書』<sup>(1)</sup>において目録編で古文書三二五点、典籍二九九点が目録化された。また史料編で、古文書の翻刻史料を掲載するとともに、収納箱や石碑・棟札等の銘文等が記録されている。

その後市場に流出した本資料群を平成一六年（二〇〇四）に二度にわたって当寺の努力で買い戻された。本稿ではその全容を概説し、報告書の成果をもとに本資料群から判明する近世神應寺の活動を考察す

るものである。なお本資料は、地元の古文書愛好団体「地域史料研究会やわた」による目録の番号を踏襲し、撮影画像・翻刻を活用し、【神應寺追補資料目録】(一〇九頁)とした。

## 一、資料の概要

### (一) 朱印状と右衛門佐書状

神應寺に宛てた豊臣秀吉朱印状三通(あー1〜3)と徳川家康・秀忠・家光までの三代の領知朱印状各一通(あー4〜6)に、慶春庵宛ての家光朱印状(あー7)が一通ある。禪宗五箇寺宛ての徳川綱吉・家治・家斉の領知朱印状各一通(あー8〜10)は、豎紙で禪宗五箇寺の「御朱印箱」に収納され、年預が管理していた。

さらに鍵付きの木箱に収納された仮名消息八通(あー11〜18)は、徳川綱吉に仕えた右衛門佐から神應寺十九世廓翁鉤然に宛てたものである。天正二十年(一五九二)名護屋の陳所からの秀吉朱印状と徳川領知朱印状は、すでに報告されている<sup>(2)</sup>。右衛門佐は、『徳川諸家系譜柳宮婦女伝』などでは藤原北家嫡流・堂上家の水無瀬家氏信の女で霊元天皇の宮中に入り、中宮新上西門院鷹司房子に侍女として仕え、才色兼備で知られていた。徳川綱吉の正室鷹司信子が中宮の姉であったことから、將軍御台所付きとして江戸に迎えられ、大奥総女中頭となった。当寺には右衛門佐供養塔があり、その銘文には慶安元年(一六四八)十二月十一日に水無瀬兼俊の女として生まれ、宝永三年(一七〇六)三月十一日五八才で没している。元禄宝永期に神應寺再興を目指し諸国への勧進を幕府に願い出た廓翁に

対して、右衛門佐が口添えしたと伝えられ、その親交を示す書状である<sup>(3)</sup>。

### (二) 建法幢史料と朱印改め

徳川將軍代替わり時にこれまでの領知朱印状を江戸へ持参する。この朱印改めについては、天明八年(一七八八)の「御朱印継目参府覚」<sup>(4)</sup>が報告されている。四代將軍徳川家綱の寛文印知により、神應寺・常德寺・全昌寺・慶春庵・巢林庵には、これまで個別に発給されていた領知朱印状が、禪宗五箇寺の組寺として一通にまとめられた。いー1《史料一》には日山海東が記録した寛文五年(一六六五)から宝暦十一年(一七六一)までの江戸参府入用銀を写し取り、さらに天保九年(一八三八)の朱印改めの記録を三八世慧雲が書き留めている。いー2は享保二年吉宗へ代替わり時の朱印改めで、年預であった全昌寺が江戸へ参府した時の記録である。ここには全昌寺に宛てられた天正十七年八幡庄内二十石の豊臣秀吉知行宛行状、徳川家康・秀忠・家光の領知朱印状等が書写されている。

いー3《史料二》は、明和元年(一七六四)常德寺檀那惣代の落合将曹から禪宗五箇寺仲間へ宛ての一札である。常德寺は、先の住職玄那首座が没し、後任を勤める予定の知烈も諸国を行脚中である。常德寺に伝来する家康・秀忠・家光の三代の朱印状と豊臣秀吉の朱印状と合わせて四通を禪宗五ヶ寺仲間管理する朱印箱に預け、知烈が帰郷したら元に戻してほしいというのである。秀吉朱印状については、天正一十七年十一月十九日付で科手郷内二十石が山城国常德庵に宛て行われている。秀吉と徳川三代の朱印状は、通常は宛所の各寺院が個別に

所持していたことがわかる。

い17《史料六》は寛政八年奉行所からの問い合わせに対し、宝曆・天明のご朱印改めの記録を差出し、また神應寺は、他の四ヶ寺とは同格ではないことを訴え、珪洲伊璠の代にも組寺ではなく神應寺で一通の朱印状発給を求める願書を差出している。奉行所へ提出した珪洲伊璠の願書の控えがい16《史料五》である。

寛文二年（一六六二）生津村の堤切による大洪水で年貢未納の常磐町百姓十五、六人が徒党を組んだとして神應寺が寛文五年に幕府へ訴えた記録がい18《史料七》である。百姓側は日損水損の時には見掛けで免を取り決める住職直伝和尚の手形を根拠にしたが、訴えた三人の百姓は入牢の末、田地を寺に差出すことで赦免された。八幡の水害による争論は正徳四年（一七一四）の京都町奉行へ訴えた蜻蛉尻川争論がある<sup>(5)</sup>が、京都町奉行が寛文八年に設置される以前の、江戸の寺社奉行まで巻き込んだ記録である。

十九世廓翁は、現在の神應寺の境内地にある禪堂や鐘楼などを建て、常法幢地とした世代である。寺格を備えるために元禄十三年（一七〇〇）大坂・堺の町々を残らず托鉢し、此度は洛中洛外の托鉢許可の願書が出されている。い19《史料八》は江戸・京・大坂・堺・伏見・奈良までも残らず托鉢し、さらに大名領分まで托鉢許可を願うもので、酉年は宝永二年（一七〇五）と推定できる。

托鉢願書や由緒書<sup>(6)</sup>等の二次資料から常法幢地であったことは知られていたが、い15〜17で、まず元禄九年に随意会地に、そして元禄十二年に関三利の定と永平寺免翰によって常法幢地となった。

い18は、寛政二年（一七九〇）日山海東によってまとめられた過去帳である。大正・昭和初期に追記されているものの、事績の不明な歴代住職や石清水領内の自治を担う社士・淀屋等の有力商人・宿坊住職などの名がある。それら家族の女性名も記され、寺に寄与した女性の存在があった。近世石清水の神人組織や曹洞宗の宗派研究資料<sup>(7)</sup>としても注目されている。

## 二、廓翁鉤然の復興運動

### (一) 廓翁鉤然の事績

神應寺には、山門・本堂・書院・禪堂・衆寮・鐘楼の建物が備わり、境内地の建物七棟が二〇二二年京都府暫定登録文化財に指定された。これ等の伽藍整備は、おもに十九世住職の廓翁鉤然の時代になされた。廓翁は、僧侶伝記・禅宗法系譜などにその名を記さない。正徳四年（一七一四）七周忌に廓翁の頂相が当寺に寄進された。その裏書には後に二一世となる珪洲伊璠が略伝を記す。

### 当山法幢重興廓翁然和尚略伝

師諱鉤然号廓翁、以慶安三庚寅歲生于城之洛陽、十二歲有求道之志航海、於予州礼法龍寺蘭室和尚祝髮、年十八一錫辞法龍而投当山十八代大安元和尚之室朝参暮請機々相契、年三十首衆於伯州大休寺靈水和尚之会、年三十五貞享元年甲子嗣法大安元、公欽奉勅命住越之吉祥山、年三十六貞享三乙丑春二月受大安元公命、応諸檀之請、領当山席、年廿八貞享四丁卯欲建僧堂、檀越谷村永哲居

士荐先考妣建焉、元禄六癸酉年四十四就当山大啓嘉会龍象厠席、元禄十丁丑年四十八重建法幢、元禄十三庚辰年五十一得官之許状雖建常恒之法幢、以常住欠乏難支、募縁於十方鑑積鉢重化、若干金輪常住資煩費矣、住山廿年一力担当以護法為念、宝永丁亥冬十月罹病請、靈松逸峰和尚手親修遺書以護法為至囑、明年宝永五師年五十九四月廿六日書偈俄然寂、諸徒憑命就靈松寺茶毘立塔於本山、法臘四十七世寿五十九福惠光嚴除弊起廢居、其席者誰不荷師恩茲正德甲午夏当七周忌景新図真像背面略記其事実

現杉山珪洲伊璠焚香慎識 (印) (印)

廓翁は、慶安三年（一六五〇）洛陽に生れ、十二歳で求道の志により伊予に渡り法龍寺の蘭室和尚の元で出家し、十八歳で辞して神應寺一八世大安元和尚に参禅し、貞享元年（一六八四）三十五歳で大安元和尚に嗣法した。貞享三年二月に神應寺住職に就任した。貞享四年僧侶が座禅する僧堂建立を願ひ、安居本頭神人谷村次郎右衛門清勝（永哲居士）と母の支援により元禄二年（一六八九）十二月に禅堂は落成する。元禄元年淀藩家老の永井権右衛門重良によつて浄財が寄進され、梵鐘が鑄造された。ところが梵鐘をつるす鐘楼が未だ建立できないことを聞いた科手の神人井上元昌は数人の檀越を率いて喜捨を募り元禄五年七月に鐘楼は落成した。山門横の「不許葷酒入山門」の石碑は、「元禄十丁丑年七月如意日、永井氏重良喜捨、現住廓翁鉤然叟」とある<sup>(8)</sup>。

元禄十年夏にはじめて法幢を建て、山門も合わせてこの頃に建立されたのであろう。こうして境内地の建物が順次整備されていった。元禄

十三年五十一歳で常法幢の官許を得たが、常法幢を維持することは難しく、各地の縁を頼り資金を募り、住山二十年護法の念を担っていた。宝永四年（一七〇七）に病にかかり、靈松寺の逸峰和尚に遺言を託して、翌年宝永五年四月に五九歳でなくなり靈松寺で茶毘に付された。供養塔は神應寺の歴代住持の墓所に建てられている。

## (二) 神應寺の建法幢と廓翁

次に法幢にかかる文書について述べよう。廓翁により神應寺が法幢地となったのは、先述の事績によると元禄十年である。法幢地とは、曹洞宗で説法開設を標示する法幢を建てることが出来る寺をいうが、これには結制安居の開催数によつて三種の寺格がある。毎年夏と冬の二季、衆僧を集めて安居結制する常法幢地、夏か冬の一度行う片法幢地、四、五年に一度の随意会地の三法幢である。次のいー15は、元禄九年随意会地の許可を示す。

山城八幡山神應寺者百式拾石之

御朱印地持<sup>二</sup>依為古跡任願望之旨

不拘制禁之年数随意之結制令恕宥之

雖然不混常法幢片法幢可致執行之

仍免状如件

元禄九年 龍穩寺

子正月十六日 月峰 (印)

大中寺

石牛（印）

総寧寺

縁岩（印）

神應寺

一首座導儀三拾人之事

一首座出金五両之事

右之条々堅相守夏冬結制無怠慢

如法可執行之者也

龍穩寺

印珊（印）

元禄十二己卯年四月十九日

大中寺

石牛（印）

総寧寺

縁岩（印）

山城州八幡

神應禪寺

元禄九年（一六九六）正月に寺領百二十石の朱印地所持の古跡であることから、関東僧録である関三利から、常法幢・片法幢ではないが先は随意結制が許可された。このことについて本寺の正眼寺に宛てた廓翁の書状がある<sup>(9)</sup>。廓翁はこの本文を書き写し、同年六月に本寺である尾張の正眼寺に使僧を送り伝えている。この使僧は二十年來衆寮で修行し、当冬に行う予定の結制に首座職を任す賢哲の者であるという。本寺に対して彼の弁舌を披露し、結制の準備を託し遣わされた。神應寺には建法幢にあたって、末寺とともに寺の儀式を支える多くの優秀な常住僧の存在があったのであろう。

元禄十二年四月三日関東三箇寺宛てに常法幢地の願書がだされた<sup>(10)</sup>。神應寺の靈跡であることを述べ、「由緒之檀越神原内匠添状ニ申上候通、御免許被仰付候ハ、永々無断絶法幢執行之祠堂施入可仕与申候ニ付」と、「石清水の神人のなかでも有力檀越である神原内匠の添え状で祠堂金を施入するという。そして次に掲げるいゝ16で常法幢地としての定めが出された。

定

一九句之結衆五拾人之事

元禄十二年四月十九日常法幢地には、毎年夏冬二度安居の期間九十日、五十人が結集、修行者を率いて首座の僧階にある者三十人を揃え、首座に五両を用意することが定められている。常法幢許可には、結制を指導できる首座と安定的な費用確保が求められていた。次のいゝ17のように同年六月四日に永平寺の免翰が出された。

這回神應禪寺常結制願從

関東三箇寺奉窺

公儀趣訴與來寔神應禪寺者

為古跡并衆僧所聚会之

叢林因茲許可夏冬常恒

結制自今以後可守永平

四威儀規矩以定衆法数

仍免翰若件

元禄十二年

永平寺

己卯六月四日

本祝（印）

城州八幡

贈

神應禪寺

曹洞宗関東僧録である三利が取調べ公儀へ窺いのうえで、大本山永平寺三六世融峰本祝（一六一八〜一六九九）により、常法幢地の免翰が出された。これ以降元禄十三年から宝永二年に諸国托鉢勸化許可の願書<sup>(11)</sup>が六通ある。廓翁は多くの修行者を抱える常法幢地の寺格を維持するために諸国を奔走することとなる。

### （三）東臯心越の楊柳観音図

神應寺には三枚の版木が残されている。ひとつは寺へ寄進を募る「大般若経奉加帳」一枚に、神應寺の由緒と不動尊は安居頭人が精進潔斎する霊地であることを記した「大般若奉加帳之序」一枚である。不動尊は弘法大師か或いは行教の自作の像と言う、この不動尊前に毎年正・五・九月大般若経を転読する天下安全の祈禱は、明応年中より行われているが、数百年をへて大破、大般若施入のために浄財を募るとある。版木の欠損が甚だしいが、末尾には貞享二年（一六八五）七月十八日

現住廓翁と印が刻まれており、嗣法の翌年に廓翁は寺の経営に着手していた。ところが宝永元年（一七〇四）の願書<sup>(12)</sup>では、「自力托鉢巡行仕其村々庄屋<sup>五</sup>托鉢帳面相渡シ置候得共、相对之儀故尔今放捨物之沙汰も無御座」とあり、托鉢に回った村の庄屋に託して帳面を渡し置いても志納金は容易には集まらなかった。

もう一枚の版木い12の東臯心越の楊柳観音図は、奉加帳と共に托鉢等の時に配布されたものであろうか。ここで東臯心越（一六三九〜一六九五）について、述べておこう<sup>(13)</sup>。

臯は別号、心越は字、法諱は興儔（こうちゆう）。正しくは、心越興儔、東臯興儔と称すべきであるが、自賛には、東臯心越杜多・東臯越杜多・東臯杜多儔、東臯山樵越などがある。一般に東臯心越と呼ぶ。東臯・樵雲・越道人などと自称する。

中国明の崇禎十二年（一六三九）杭州金華府浦陽（浙江省）に生まれる。俗姓父は蔣氏、母は陳氏。八才で仏門に入り、二十才で寿昌寺に参禅する。翠微寺の潤堂大文に師事し法嗣となる。明朝滅亡により三二才で杭州永福寺に隠棲した。明末の兵火を避け、長崎興福寺の明僧澄一道亮（ちんいどうりょう）に招かれ、延宝五年（一六七七）長崎港に着く。入府許可を得るため、大坂から京へと東上し布教活動に入るが、異宗派僧侶の反対により、長崎に戻され幽閉される。天和元年（一六八一）中国語が堪能な今井小四郎弘済が水戸の徳川光圀に働きかけ、小石川の水戸家の別荘に難を逃れる。光圀の帰依を受けて、元和三年（一六八三）水戸天徳寺（後に祇園寺と改称）に招かれる。元禄八年（一六九五）五七才で示寂する。墓は、水戸の寿昌山祇園寺

にある。

東皐は、広く文芸を好み、吟詩作賦を行う詩才豊かな学僧であった。書画に優れ、楷書・草書・篆書などの様々な作品を残している。特に篆刻は、我が国の篆刻技法の開祖と評される。文人趣味的な絵画も能くしたと伝えられる。また来朝の際に持参した七弦琴にも才能を発揮し、琴の楽譜『東皐琴譜』を著している。

神應寺の「楊柳観音図」は、「東皐比丘越杜多拌写」とあり、白文方印には「樵雲」と判読できることから、東皐の着讃であるが、絵を能くした東皐にあつては、本図の観音図も東皐自筆ではなからうか。

東皐は来朝間もない延宝八年頃か大坂から京へ上る途次、船中で八幡山を詩に詠じつつ、宇治へ立ち寄っている。曹洞宗復古運動の中心である宇治興聖寺の梅峰竺信（一六三三～一七〇七）や黄檗山万福寺の木庵性瑫（一六一一～一六八四）らと会見するためである。曹洞宗復古運動の先鞭をつけたといわれる独庵玄光（一六三〇～一六九八）には、元和二年（一六八二）十月に小石川の水戸家別墅に相見する<sup>14)</sup>。詩偈の応酬以外は不明であるが、その後の交渉は見られない。文芸を好む温和な人となりの東皐に対して、交遊を求めて諸大名から多くの人が参集したといわれる。

いっぽう独庵は河内の経寺山竜光寺に錫を置き、近国を遊歴していた。元禄六年（一六九三）神應寺本堂や書院等の扁額を揮毫<sup>15)</sup>し、当地で護法の理念を語ったことは、当寺に残る典籍類に独庵著作の語録集があることから推測できる。自戒を堅持し孤独の修行者であった独庵にたいして、風雅を好む東皐とは些かその性格を異にする。東

皐と当寺住職の廓翁鉤然との直接の接点を示す史料は見いだせないため、独庵を介して、この東皐の楊柳観音が神應寺にもたらされたとしておく。当寺復興に情熱を傾けていた十九世の廓翁によって、木版画を作成し、諸国勧進か、或いは大般若転読会にあわせて庶人に配布したものであろう。

元禄七年（一六九四）水戸の那珂町東木倉に清水寺が建立された。徳川光圀開基、開山は東皐である。来朝時に杭州の永福寺より持参した「白衣観音像」を本尊に安置した。惜しくも大正十五年正月本堂が火災で焼失、尊像の姿を知ることができない。東皐持参の観音像は、この神應寺の木版画楊柳観音に思い描く他ない。

元禄五年に落成した神應寺の鐘楼の棟札は、風雨に曝され、墨痕のみが僅かに盛り上がるが、廓翁鉤然が敬書したと読み取れる。書体は、篆書を取り混ぜた独特の書体である。東皐が書家として篆書・隸書を自在に書き分けられる名手であつてみれば、東皐の観音図讚に影響された棟札銘と考えたい。

#### （四）廓翁よる什物の充実

常憲院綱吉の代に常法幢許可され、寺社奉行より江戸大坂京堺等の町々へ勸化が許された。その折に「当寺儀者元禄年間従常憲院様御召之御羽織唐織錦等<sup>二</sup>御仕立直し環付<sup>三</sup>被遊掛絡二領、又従御台様同一領常住着用可仕之御旨ヲ以当寺十九代廓翁<sup>江</sup>拝領仕候<sup>一</sup>」<sup>16)</sup>とあり、將軍綱吉が着用した唐織の羽織を掛絡に仕立直して環を付けたもの二領と、同じく御台所からの一領を廓翁が拝領した。代々將軍家の祈祷卷

数の献上や朱印改めの節などに着用し、寺格を大いにあげていたという。「常憲院殿拝領掛絡図書」<sup>(17)</sup>によって、この掛絡が当寺に残されていたことが判明した【図1】(一二四頁)。安政六年(一八五九)四月神應寺三八世道山慧雲が拝領の袈裟三領を採寸し彩色模写したものである。これによれば、現在神應寺に残る朱色の蜀紅錦の五条衣二領(1. 紅地唐織蜀江錦文・2. 赤地金欄文蜀江形)が綱吉の羽織で、破損が著しいが、3. 黒地広東綴子文輪形大小菊紋等が御台所からのものである。「掛絡図書」の末尾に次のように記されている。

外篋惣黒漆塗<sup>内</sup>金紙張 内法外一尺二寸五分

横七寸五分

深四寸五分

外題 金粉 不動尊厨子

葵御紋 戸帳 壹張

径三寸 掛絡 参懸

惣漆塗りの篋(箱)には内側には金紙張りで寸法が記録されている。外題には直径三寸の葵の御紋に、將軍家拝領の三領の掛絡と不動尊厨子に掛ける戸帳一張が収納されていたことが金字で記されていた。この箱は神應寺には現存しないが、この戸帳は、【図1】4. 不動尊厨子戸帳にあたり、これを掛けて不動堂での祈祷が行われていた。「鎮守谷不動堂」<sup>(18)</sup>おゐて毎年正五九月十六日末寺不残召集、大般若経を転読執行仕、奉祈天下安全御武運長久、依寺例御札者差上不申候」とあ

り、神應寺の奥の院である谷不動堂で毎年正月・五月・九月の三度の十六日に末寺も残らず参集して大般若経を転読し、天下安全武運長久の祈祷を勤行していた。「御代々様御厄年并御本卦之御祈祷右不動堂」<sup>(19)</sup>において奉御祈念候御札御所司代様迄献上仕来候」、代々の將軍の厄年と生れ年の干支である本卦には、不動堂で祈祷した御札を所司代まで献上していた。

また將軍家拝領の袈裟は、「八幡大菩薩篝火御影」の表装にも利用されているという。箱の銘文は次の通りである<sup>(20)</sup>。

菩薩篝火真影本行教院宮本坊所藏也、

前坊主貞陸法印写之、福世如今興余余乃修飾

乃以藏杉山神應禪寺永鎮山門蓋修飾之具者

征夷大將軍御台所藏当山法被水引之余也

宝永二乙酉正月初七日 神應第九世然廓翁自手誌

この銘文を「男山考古録」<sup>(21)</sup>の記述と合わせて解釈すると、八幡大菩薩の真影は、男山の宿坊のひとつ宮本坊にあり、宮本坊の前住職であろうか貞陸法印が写し、この掛軸は敵国降伏祈祷の時に掛けるという。將軍と御台所から拝領した法被・水引の余り裂で表装し、宝永二年(一七〇五)正月七日に廓翁が当寺の什物としたのである。石清水八幡宮では二〇〇七年若宮殿社内の厨子から発見された旧大乘院の遺宝群中に、新出の曼陀羅図があった。篝火の前で剣を持った八幡大菩薩が、武神であろうか甲冑を身につけた異形の八名を従える。名称す

ら不明であったが、神應寺の図様と等しく、廓翁の箱書きよって、この曼陀羅図が「八幡大菩薩篝火御影」と判明した。

ちなみに本図と同じ図像が香川県さぬき市長福寺にある。市の指定文化財でもある「絹本着色僧形八幡庭燎之図」は、石清尾八幡宮の本図の御影を高松藩藩主松平頼重が鶴州に命じて模写させたものとい<sup>22</sup>う。

宮本坊は行教の住坊ゆえに行教院とも称し、行教の墓所がある当寺には、行教和尚肖像画が同年孟夏四月中旬に廓翁により設置されている。廓翁は石清水神領内にあつて行教ゆかりの寺として武家の祈禱に相応しい什物の充実に努めていた。

### 三、神應寺の重宝管理

#### (一) 神應寺の御朱印笈

廓翁の晩年の事業は、寺宝の維持管理であつた。「神應禪寺田地年税簿之笈」の木箱は、宝永二年（一七〇五）十二月に廓翁が改め「御朱印之田地者当寺第一之常住々々物也、然其帳面乱雜間多故、今正之以令帰其至当者也」と墨書されている。朱印地は当寺の第一の共有財産であるが、乱雑な帳面を正して整理したという。この時「杉山知行年貢水帳」で本寺分の年貢納帳と末庵配分の石高を取りまとめている。現在書院の低い棚下に「御朱印笈」【図2】が置かれている。笈の底板には廓翁が記した墨書がある。御朱印は当寺第一の什物であり、火急の災難に備えて宝永四年四月に金十両を費やしてつくられた。また笈の天板裏貼紙には、秀吉・家康朱印状だけでなく永平寺の免翰や

祠堂田、田畑水帳、百姓や宗徳庵との一件書付に加えて先述した八幡大菩薩篝火御影や行教和尚の画幅等が書き上げられている。文政八年（一七九六）三五世尊應教道の代に持ち出すべき重宝が一覧されている。御朱印笈は後代にも引き継がれ、御朱印だけでなく重宝や重要書類の避難用具であつた。

笈には皮革製の覆【図3】（一二六頁）がある。四隅が補強され、全体が黒漆塗の防水加工が施されている。「守貞謄稿」<sup>23</sup>のサントメ革は「黒を専らとす。烟草・紙入等にこれを用ふ。弘化以来、特に流布とす。しかるにこれを用ふる人多く、舶来少なきをもつて今もこれを賞すれども、はなはだ乏絶に至り高価なり」とある。現在姫路の特産で、黒棧留という皺目のある漆塗加工した皮革がある。鞣し技術と漆塗りを融合させ、時間をかけて漆を塗り重ね、漆がはがれにくい高級皮革である<sup>22</sup>。神應寺の革覆には、皺目があり、サントメ特有のものか、或いは型押しであるかなどの判別は難しいが、いずれにせよ本来の舶来品とは考えにくく、一般に流通した牛革製品と考える。覆付の笈は、什物を災害から救済し、朱印状等を水損等から保護するため<sup>23</sup>に誂えたものである。

#### (二) 禪宗五箇寺の朱印改め

朱印状などが火災時の救済が笈によって図られていたが、ここで大切に保管されていた朱印状の継目安堵の朱印改めについてみていこう。

石清水の朱印状管理は、山下神人についてはすでに提示されてい

る<sup>24)</sup>が、本資料群のいー1《史料一》は組寺として朱印改めにはじめて参府した全昌寺の記録で、先例として書き写されている。

組寺の朱印状は、順に一年交代で預かり、年預交代の時には五箇寺が集まり会席の料理は一汁三菜である。朱印改めに江戸へ向かうのはその時に年預の寺があたる。参府の費用は、毎回組仲間で相談し、石高に掛け銀して換算される。常憲院綱吉への代替りの貞享元年七月十六日に参府したのは神應寺であった。五箇寺の総石高は二四〇石で、石につき三匁の掛け銀で換算すると七二〇石、全体で八二七匁余りを集め支出に充てられた。江戸から帰郷の後、次代の新たな朱印状は貞享三年四月に京都の西町奉行井上志摩守正貞により手渡された。この時も年預の全昌寺が上京して受け取った。上京費用も石高に二分二厘掛けで五一匁五厘が組寺で出される。

次に正徳元年五月の朱印改めは、年預の神應寺が参府したが、上京の記録はなく家宣・家継の代には朱印状は出されていない。享保二年吉宗代は全昌寺、延享三年家重代には神應寺、宝暦十一年には全昌寺が参府し、入用銀を記録している。天明七年当代とあり、ここまでは神應寺日山海東住職の記録の写である。

天保九年正月、年預の巢林庵が公文所上野権大僧都院秀を通じて当職田中由清に呼び出され、奥書院で朱印改めの書付を渡されている。

江戸へ持参するために用意するのは朱印状の原本一通と写三通である。本文は原本通りの行数、一行あたりの文字数に改行や日付け・朱印の位置まで忠実に写し、これまで発給された代々の朱印状の通数分の写を作成する<sup>25)</sup>。ここまでは各地の朱印改めの事例と同様で寺社奉

行の要求する写である。いー1では本紙・包紙ともに小札を貼る位置、寸法、糊付けの仕方まで雛型で細かな規定が記されている。写の一通は中奉書に本文を認め包紙は小奉書で、もう二通の写は本文を大直し紙に書き写し、包紙は美濃紙である。写の紙質も規定している。原本・写と包紙にも差出の將軍の院号と宛所の小札を貼る。糊付けする位置は同じであるが、小札の寸法が相違する。原本の朱印状には長さ一寸五分に幅四分に対し、写は二寸五分に幅五分と原本の方が小さい。糊付けの仕方は、原本には上部だけに糊付けするが、写は上下とも糊付けする。全体に原本に手を加えることを憚り、ひかえ目である。

さて、実際に雛型に沿っているかを確認するために、石清水神領内の朱印状小札の寸法を【朱印状小札寸法比較表】(二〇五頁)にまとめ、下部にいー1の雛型の寸法と比較した。神應寺の家斉朱印状は、宛所の禪宗五箇寺の小札寸法は、本紙・包紙ともに二・九×一・一cmでは雛型通りである。発給者の大御所・文恭院の小札寸法は、七・六×一・五cmで原本の一寸五分×四分ではなく、写の二寸五分×五分に相当する。禪宗五箇寺の朱印状は、雛型の原本と写の寸法を混用している。

では他の朱印状と比較しよう。橋本にある西遊寺は、五石三斗の朱印地を所持し、浄土宗三十六ヶ寺組の内である<sup>26)</sup>。五座組とは、獅子太夫・童子・宮鍛冶・宮大工・畳刺で宮大工の長濱家に伝来した朱印状である<sup>27)</sup>。西遊寺・長濱家いずれも多少大きめの写の小札寸法が混じるが、概ね雛型に従っている。他姓座・六位・大彌宜・小祿宜の四座神人に対して天保九年と安政六年(一八五九)の朱印改めで、同様の雛型の書付が社務当職から出されている<sup>28)</sup>ことから、石清水神領内

【朱印状小札寸法比較表】

単位cm

所蔵者	朱印状宛所	朱印状発給者	本紙		包紙	
			発給者小札寸法	宛所小札寸法	発給者小札寸法	宛所小札寸法
神応寺	禅宗五箇寺	綱吉	5.3 × 1.3	4.6 × 1.5	—	—
		家治	6.7 × 1.6	4.6 × 1.5	—	—
		家斉	7.6 × 1.5	2.9 × 1.1	7.5 × 1.5	2.9 × 1.1
西遊寺	浄土宗三十六ヶ寺	家綱	3.4 × 1.5	4.4 × 1.6	—	4.4 × 1.5
		綱吉	3.4 × 1.5	5.2 × 1.5	4.5 × 1.5	4.0 × 1.4
		吉宗	4.5 × 1.5	5.2 × 1.4	4.5 × 1.4	3.9 × 1.5
		家重	4.7 × 1.2	5.2 × 1.2	4.6 × 1.2	3.1 × 1.3
		家治	4.6 × 1.2	4.6 × 1.5	—	3.0 × 1.3
		家斉	4.6 × 1.2	3.0 × 1.2	—	4.9 × 1.9
		家慶	4.4 × 1.2	4.8 × 1.5	4.4 × 1.2	4.7 × 1.5
		家定	—	5.8 × 1.4	4.4 × 1.2	4.4 × 1.2
		家茂	—	4.9 × 1.4	4.5 × 1.1	2.9 × 1.1
		長瀨家	五座組	家綱	—	—
綱吉	—			—	4.3 × 1.2	2.6 × 1.6
吉宗	4.5 × 1.5			2.3 × 1.5	—	2.9 × 1.3
家重	4.7 × 1.3			2.8 × 1.2	4.7 × 1.3	2.9 × 1.2
家治	4.8 × 1.4			3.1 × 1.4	4.7 × 1.3	3.1 × 1.2
家斉	4.4 × 1.3			2.7 × 1.3	4.8 × 1.2	3.0 × 1.3
家慶	4.6 × 1.3			4.7 × 1.3	4.7 × 1.2	4.2 × 1.3
家定	4.4 × 1.2			4.4 × 1.5	4.4 × 1.1	2.8 × 1.1
家茂	—			4.9 × 1.3	—	4.8 × 1.3
雛型表示寸法	原本	大御所様 (家斉)	1寸5分×4分	1寸×4分	1寸5分×4分	1寸×4分
	写	大御所様 (家斉)	2寸5分×5分	1寸5分×5分	2寸5分×5分	1寸5分×5分

の朱印改めでは、原本・写に貼付する小札の寸法まで規定するのである。

石清水神領内には、慶長五年徳川家康朱印状が三六一通、元和三年秀忠、寛永十三年家光朱印状が共に一八四通である。寛文五年家綱以降は三三通にまとめられ、四代家綱から天保九年大御所家斉まで六代分の領知朱印状は、一九八通となる。焼失・紛失分を差引いたとしても神領全体で朱印状原本は九百通程で、これらに写を各三通作成するのである。大量の朱印状を滞りなく朱印改めを済ますために、小札まで細かに統一した規格で管理する必要があった。また写を作成する用紙は、事前に郷役所の正明寺で渡される。安政六年には日時が迫っているために、社務家で写と小札の用紙まで準備して配布し、神領全体の統一様式に努めている。

写の通数が作成できると、伴僧家来をともし二月四日朝に社務屋敷に出頭する。役人の森本若狭が奥書院へ案内し、社務の確認が行われる。社務校校僧正田中由清が上の間の白机前に座し、神主の紀大隅守が敷居際に控え、公文所院秀と兼官片岡長門が朱印の机の左横に控える。右側の役人福田が朱印状を読み上げ、田中校校が朱印本紙を見て確認する。神領内の朱印状すべての確認作業は、長時間に及ぶ。安政六年の記録では七月二十六日に所司・山上坊・律家・正法寺をはじめ禅宗五箇寺が確認を行い、二十七日卯の上刻から十四番目の日蓮宗三ヶ寺が済んだところで日没となり翌二十八日に繰り越された。三日間にわたって神領内の朱印状の確認作業が行われる。

江戸出立前に朱印状は禅宗五箇寺の朱印箱に収納し、郷役所の正明

寺へ持参する。郷当役の能村主計・神原才市・神原タクミの三人が立会い、朱印状の受け取りが渡される。朱印状の原本は二二通、奉書の写二一通と大直し写が四二通である。朱印状は、郷役所が各朱印箱にまとめて江戸へ持参するのであるが、この時朱印箱は寺が江戸へ持参している。

#### むすびにかえて

元禄宝永期の廓翁鉤然時代に禅宗の修行道場としては最高位の常法幢地となり、それにふさわしい境内整備が行われ、諸国勸化の托鉢や諸儀式などで將軍家拝領の袈裟等によって、寺格を大いにあげた。追補資料によって、これまで二次資料での推測が神應寺の確かな事跡となった。廓翁の復興運動は、晩年には、什宝や朱印状の管理に注がれ、災害時の避難用具として御朱印笈が設置された。

神應寺はじめ禅宗五箇寺は、朱印改めなどの触書の受取に始まり、参府や次代の朱印状受取りは、その時の年預が当たり、五箇寺として事務のすべての窓口になる。支出や旅程の記録なども帳面に認め共有する。諸費用は組寺が相談して取決め、年預交代の会席は、情報交換の場でもあった。住職不在時の朱印状管理も託されていた。寛文以降朱印改めの組寺仲間が組織されたのである。

そして各地の事例紹介された朱印改めでは、寺社奉行の命で写の書式は原本通りで、小札で発給者と宛所が表示されるが、石清水については、貼付位置・小札の寸法まで細部にわたって規定していた。大量に発給された朱印状を効率よく正確に確認できるよう統一的書式によ

る朱印状管理が行われていた。

〔付記〕資料所蔵者の神應寺五十世大貫祖浄氏と御内室大木秀子氏には多年にわたりお世話になった。資料利用については、愛知学院大学名誉教授川口高風氏・愛知学院大学図書館情報センター・石清水八幡宮・柏原八幡宮宮司千種正裕氏・地域史料研究会やわたの方々に、臼井寿光氏には皮革製品についてのご助言を賜った。現地資料調査及びスケッチ作成には、京都府立大学三回生井上泰良・山内愛弓両氏があたった。お名前をあげられなかった多くの方々のご協力に末筆ながら衷心より謝意を表す。

#### 【注】

- (1) 八幡市教育委員会『神応寺文化財調査報告書』二〇〇一年
- (2) 井上真美「神応寺と豊臣秀吉の朱印状について」(竹中友里代・東昇編『石清水門前寺院・南山城地域の古文書―京都府歴史資料調査―』京都府立大学文化遺産叢書第十集、二〇一六年)
- (3) 前掲(1)、第四章第二節71頁・第六章史料編 右衛門佐供養塔117頁
- (4) 前掲(1)、第六章史料編【史料三】110頁
- (5) 八幡市『八幡市誌』第二卷第二章第二節、一九八〇年
- (6) 前掲(1)、第四章第二節68頁、第六章史料編【史料四】113頁
- (7) 熊谷忠興「神応寺」(杉山住山記)と高台寺洞門世代について(『傘松』679号、二〇〇〇年)

- (8) 前掲(1)第六章史料編棟札126～136頁
- (9) 正眼寺文書、「山城国八幡神応寺随意意向段之定」元禄九年正月一六日、整理番号2067号。「結制再会興行の件につき書状」元禄九年六月二日、整理番号1840号(愛知学院大学図書館情報センター所蔵印影本)
- (10) 神応寺文書123号《史料十一》一二三頁
- (11) 神応寺文書100・119・120・121・122号・《史料八》一二二頁
- (12) 前掲(1)、第六章史料編【史料七】
- (13) 高橋秀栄「心越興儔」(『国史大辞典』吉川弘文館)。大庭卓也「人見竹洞と東臯心越」(『語文研究』八二、一九九六年)。永井政之「東臯心越とその派下の人々―寿昌正統録の成立をめぐる―」(『印度学仏教学研究』二七、一九七八年)。永井政之「東臯心越研究序説」。石川力山・広瀬良弘編『禪とその歴史』一九九九年。
- (14) 杉村英治『望郷の詩僧東臯心越』三樹書房一九八九年
- (14) 永井政之「東臯心越と日本の禅者達―独庵玄光の場合―」(『印度学会仏教学研究』二八(1)、一九七九年)。吉田道興「独庵玄光の嗣法観とその背景」(鏡島元隆『独庵玄光と江戸思潮』ペリカン社、一九九五年)
- (15) 前掲(1)、第四章第二節71・72頁、
- (16) 前掲(1)、史料編【史料六】114頁
- (17) 川口高風「神応寺蔵の掛絡について」(『愛知学院大学教養部紀要』五七巻三号、二〇一〇年)。新出資料として二〇〇七年十一月新聞各社で報道されている。

- (18) 前掲(1)、史料編【史料四】113頁。祈禱は有力神人からの依頼にも応えた。六位禰宜の森本家は嘉永六年九月、伊予宇和島藩主の側室となった姉の病氣平癒のために、不動堂での大般若経転読祈禱を依頼し、御札と洗米を江戸へ送っている。(森本信徳「森本家日記」柏原八幡宮司千種正裕氏所蔵、石清水八幡宮が撮影した画像データを活用した)
- (19) 前掲(18)
- (20) 前掲(1)、第六章史料編◎絵画18八幡大菩薩篝火御影、117頁
- (21) 長濱尚次「男山考古録」(石清水八幡宮『石清水八幡宮史料叢書』一、一九九四年)
- (22) さぬき市文化財協会『さぬき市の文化財』二〇一二年
- (23) 喜田川守貞「守貞謄稿」後集巻之四(宇佐美秀樹校訂『近世風俗志』五、岩波文庫、二〇〇二年)。サントメとは、インド南東部コロマンデル地方の異名で、一般に棧留は縞模様の木綿製品を指す。神応寺の覆は、経年によるかもしれないが、鹿革よりも硬質なので牛馬革であろうか。菖蒲草特産地の八幡ではあるが、生産地は不明である。
- (24) 東昇「近世石清水八幡宮の神人文書と文書認識」(『アーカイブズの構造認識と編成記述』思文閣出版、二〇一四年)、朱印改の過程と朱印状の管理・移動届等の分析がある。
- (25) 廣瀬史彦「近世寺社の朱印改についての記録に関する書誌学的考察」―慈廣寺文書の記録を事例として―(『駒澤史学』六二、二〇〇四年)。西田長男「寺社朱印改めとその書き換え(上)」

〔神道宗教〕第九七号、一九七九年、同氏「同（下）」〔神道宗教〕第九八号、一九八〇年。田崎哲郎「天保九年の朱印改めについて」

〔愛大史学〕一七号、二〇〇八年）

(26) 前掲(1)

(27) 八幡市教育委員会・石清水八幡宮『石清水八幡宮諸建造物群調査報告書（本文編）』二〇〇七年

(28) 森本信徳「森本家日記」天保九年・安政六年、柏原八幡宮所蔵

(29) 前掲(28)。「河原崎家日記」天保九年・安政六年

(二〇二二年十月三日受理)

(たけなか ゆりよ 文学部歴史学科)

## 【神應寺追補資料目録】

### 追補あ

番号	文書名	作成年	月	日	西暦	形状	差出人及び作成者	宛所	備考
1	〔豊臣秀吉朱印状〕	天正 17 年	11	20	1589	折紙	(秀吉朱印)	八幡神應禪寺	八幡庄内 120 石。包紙「太閤様 御朱印」No.1～3一括
2	〔豊臣秀吉朱印状〕	(天正 20 年)	5	2	1592	折紙	(秀吉朱印)	杉山神應禪寺	見廻として帷子 2 到来
3	〔豊臣秀吉朱印状〕	(天正 20 年)	5	29	1592	折紙	(秀吉朱印)	八幡禪家神應寺	名護屋御着陣見廻、高麗国平均
4	〔徳川家康朱印状〕	慶長 5 年	5	25	1600	折紙	家康(家康朱印)	神應禪寺	八幡庄内 120 石
5	〔徳川秀忠朱印状〕	元和 3 年	8	16	1617	折紙	(秀忠朱印)	神應禪寺	八幡庄内 120 石
6	〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年	11	9	1636	折紙	(家光朱印)	神應禪寺	八幡庄内 120 石
7	〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年	11	9	1636	折紙	(家光朱印)	慶春庵	八幡庄之内 20 石
8	〔徳川綱吉朱印状〕	貞享 2 年	6	11	1685	竪紙	(綱吉朱印)	禪宗五箇寺	石清水八幡宮領内 240 石。箱書「御朱印 / 禪宗五箇寺」(54.8 × 24.2 × 23.3cm)
9	〔徳川家治朱印状〕	宝暦 12 年	8	11	1762	竪紙	(家治朱印)	禪宗五箇寺	石清水八幡宮領内 240 石
10	〔徳川家斉朱印状〕	天明 8 年	9	11	1788	竪紙	(家斉朱印)	禪宗五箇寺	石清水八幡宮領内 240 石
11	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	右衛門佐	神わう寺さま	「御左右うけ給度一筆申入・・・」No.11～18は鍵付き木箱(27.0 × 11.6 × 10.4、底穴径 1.7cm)一括
12	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	ゑもん佐(右衛門佐)	神わう寺さま	「一筆申入候きのふは遠くの所・・・」
13	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	ゑもん佐(右衛門佐)	神わう寺さま	「一筆まいらせ・・・」
14	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	ゑもん佐(右衛門佐)	神わう寺さま	「おふみ被下忝・・・」
15	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	ゑもん佐(右衛門佐)	神わう寺さま	「おふみ被下かたしけなく・・・」
16	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	ゑもん佐(右衛門佐)	神わう寺さま	「おふみ被下候仰のことく・・・」
17	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	□□□□	右衛□□さま	「一筆申上け候・・・」
18	〔書状〕	-	-	-	-	折紙	右衛門佐	神おふ寺さま	「御返事ながら・・・」

### 追補い

番号	文書名	作成年干支	月	日	西暦	形状	差出人及び作成者	宛所	備考
1	御朱印御改江戸参府目録覚	安永 2 年癸巳	2	6	1773	竪帳	天明 7 年 5 月 日山代、天保 9 年 惠雲代記	—	表紙に「禪家組合臨時目録写」とあり
2	御朱印頂戴記	享保元丙申	12	15	1716	竪帳	全昌寺	—	江戸参府・朱印管理の記録
3	五箇寺御仲間中江御頼之一札	明和元甲申	閏 12	—	1764	竪紙	常德寺檀那惣代落合将曹(印)	神応寺・全昌寺・慶春庵・果林庵	包紙上書「御朱印預証文芸通、常德寺檀那惣代落合将曹」、包紙貼紙「御朱印証文一通、常德寺檀那落合将曹の」。
4	神應寺御朱印百貳拾石之内	元和 6 庚申	12	8	1620	継紙	久庵以心(花押)	神應寺御納所	瑞泉庵領配当田地、妹比丘尼茶湯田につき。端裏「瑞泉庵」

5	覚	元禄 12 己卯	2	—	1699	継紙	神應禪寺現住 廓翁	—	御朱印・杉山谷不動堂等由緒
6	乍恐口上之覚	正徳元年卯	6	—	1711	継紙	山城八幡神應寺珪洲判(神應寺21世)	御朱印御奉行所御役人中	禪宗4ヶ寺とは別に御朱印頂戴願
7	御尋ニ付奉申上候	寛政8年辰	7	—	1796	継紙	城州綴喜郡八幡神應禪寺	寺社御奉行所御役人中	御朱印頂戴改めにつき
8	乍恐言上	寛文5乙巳	1	27	1665	継紙	城州八幡杉山神應寺	御奉行様	端裏「寺社御奉行所上ケ申候訴訟之ひかへ并百性返答書、田中殿・新善法寺殿へ参候状之写、同返書之写」
9	願書	酉 (宝永2年カ)	11	—	1705	継紙	城州八幡神應寺廓翁	—	諸堂修復勸化許可願。端裏「控」
10	永代売り渡シ申田地作職之事	寛政8年丙辰	12	—	1796	堅紙	請人奥谷久兵衛(印)・譲り主万屋忠兵衛母(印)	常昌庵 御旦那中	御朱印徳雲庵分字水落
11	[小堀遠州書状]	—	—	25	—	一紙	小堀遠州	个庵老	軸装
12	[楊柳観音図]	—	—	—	—	掛軸	東阜心越讚	—	楊柳観音図と賛版刷り。版木あり
13	杉山十二景詩并序	享保3年夏	—	—	1718	卷子	古谿秀蓮(神應寺23世)	—	杉山十二景序と12景夫々の七言絶句
14	偷問室記	寛政6年	閏11	14	1794	卷子	日山海東(神應寺30世)	—	本堂再建に伴う命名とその由来
15	[随意結制免状]	元禄9子	1	19	1696	堅紙	龍穩寺月峰(印)・大中寺石牛(印)・総寧寺縁岩(印)	神応寺	No.15~17箱一括、箱書「御諭旨 式通/永平寺請状 老通/永平寺免翰 老通/三箇寺定書 式通/眉山神應禪寺 現住廓翁社多」120石朱印地所持・古跡により
16	定	元禄12乙卯	4	19	1699	堅紙	龍穩寺印珊(印)・大中寺石牛(印)・総寧寺縁岩(印)	城州八幡神應禪寺	端裏「定書 関東三箇寺」
17	[免翰]	元禄12乙卯	6	4	1699	継紙	永平寺本祝(印)	城州八幡神應禪寺	包紙上書「免翰」、夏冬常結制を許可
18	杉山日鑑	寛政2年庚戌夏	—	—	1790	堅帳	日山(印)	—	大檀那將軍家・永井家・板倉家・石清水社土・公文所・宿坊・淀屋等の過去帳、石清水神人や女系血縁者名あり
19	京都府神応寺国宝修繕図解々説書	昭和8年	3	—	1933	堅帳	神応寺住職中井祖峯・美術院主事新納忠之介・主任城本重次郎	—	行教律師坐像大正12年8月国宝指定、修繕明細、清算書、修繕費328円55銭、修繕箇所図あり
20	字大谷式拾番・式拾一番・五拾五番墓籍簿	明治18年	7	—	1885	堅帳	管理者杉山是道	—	
21	字大谷式拾番・廿壹番 墓地小前丈量帳	明治18年	10	—	1885	横半帳	管理者杉山是道	—	表紙「式冊ノ内巻」
22	字大谷五拾五番墓地小前丈量帳	明治18年	10	—	1885	横半帳	管理者杉山是道	—	表紙「式冊ノ内巻」
23	就御尋申上口上之覚	宝曆11辛巳年	1	—	1761	堅紙	禪宗五ヶ寺惣代 栗林庵判	御当職御役人中	

【史料】

《史料二》(神應寺文書追補いー1号)

(表紙)

「 安永二年癸巳仲春初六日

禪家組合臨時目錄写

御朱印御改江戸参府目錄覚

天明七年丁未五月杉山日山代記

⑤天保<sup>戊</sup>元年正月七日始<sup>レ</sup>此奥<sup>ニ</sup>記置惠雲代<sup>一</sup>

一 嚴有院様分組合巻本紙

寛文五年六月五日 御朱印御改参府入用

高式百四拾石、掛銀石<sup>ニ</sup>付四匁、銀高合九百九拾三匁三分

但<sup>シ</sup>本帳全昌寺<sup>ニ</sup>記録有之、参府人全昌寺

一 此帳之面以来不可為例事、可隨時宜者也

但<sup>シ</sup>仲間極<sup>者</sup>参府節<sup>者</sup>、雜費帳之内衣服支度之義<sup>ハ</sup>、

此以後自分所持もの<sup>ニ</sup>而公用可相務、若不叶要用

於有之<sup>者</sup>、仲間へ可遂相談事

一 毎歳御朱印預<sup>リ</sup>交代之節<sup>者</sup>、会席饗應一汁三菜之外可為無用也、

但<sup>シ</sup>近年來水損及度々<sup>ニ</sup>只今<sup>者</sup>雜煮計ナリ

一 御代替御朱印頂戴之節、江戸参府之人<sup>者</sup>其年、

年預可相務、若指合於有之<sup>者</sup>、次、番可相務者也、

但<sup>シ</sup>一年之内江戸下向及両度<sup>ニ</sup>候ハ、其次可相務、尤

組合内分可遂相談事

神應禪寺

珪洲書判

常德寺

大桂書判

全昌寺

環俣書判

慶春庵

良完書判

巢林庵

悚山書判

右本帳全昌寺<sup>ニ</sup>有之候、以上

一 常憲院様貞享元年<sup>甲</sup>七月十六日

御朱印御改参府入用高式百四拾石、石<sup>ニ</sup>付掛銀

三匁、銀高七百式拾目也、入用惣高合八百式拾七匁五分五毛也、

右帳面神應寺<sup>ニ</sup>有之候 <sup>参府人</sup>神應禪寺

一同三年寅四月十六日御朱印頂戴上京入用、

四月十六日井上志摩守殿迄、為御礼上京<sup>ニ</sup>付入用

高合式百四拾石、石<sup>ニ</sup>付掛銀式分式厘、

銀高合五拾壹匁五厘 <sup>上京人</sup>全昌寺

帳面全昌寺有之候

一 正徳元年<sup>辛卯</sup>五月十六日御朱印御改

参府入用、石<sup>ニ</sup>付掛銀五匁、銀高合壹貫式百目<sup>ナリ</sup>

惣括高合壹貫三百四十九匁九分四厘五毛也

帳面神應寺<sup>ニ</sup>有之候 <sup>年預</sup>神應禪寺

一 有徳院様享保二年<sup>丁酉</sup>御朱印御改

参府入用、石<sup>ニ</sup>付掛銀拾式匁四分、銀高合

式貫九百九拾目壹分ナリ

参府人 全昌寺

春二月日帳面全昌寺<sup>ニ</sup>有之候

一 惇信院様延享三年<sup>寅</sup>春御朱印御改

参府入用銀、於全昌寺<sup>ニ</sup>五箇寺相談一決之上、

石<sup>ニ</sup>付掛銀八匁受取切、帰寺後算用帳

差出不申候、但<sup>シ</sup>帳面神應寺<sup>ニ</sup>有之

参府人 神應寺

一 俊明院様宝曆十一年<sup>辛</sup>巳四月九日

御朱印御改参府入用、此時仲間相談之上、

銀高壹貫目<sup>ニ</sup>相極候故、算用書差出不申候

本帳全昌寺<sup>ニ</sup>有之候

参府人 全昌寺

一 後來御朱印御改之節、参府入用銀壹貫目<sup>ニ</sup>相極者ナリ

一 御当代天明七年<sup>丁</sup>未八月

御朱印御改参府入用銀

天保九<sup>戊</sup>年正月七日

巢林庵年預

御用之儀有之候間、明後九日四ツ時<sup>ニ</sup>、御当職<sup>へ</sup>御出

可有之候、以上

上野権大僧都

禪家

当日四ツ時巢林庵罷候處、奥書院<sup>ニ</sup>僧正直<sup>ニ</sup>被申渡候趣

御朱印御改<sup>ニ</sup>付、可得其意と

別紙奉書半切<sup>ニ</sup>

一 今般

御朱印御改之儀被 仰出候間、御本紙<sup>ニ</sup>写相認、当三月

晦日迄<sup>ニ</sup>江戸<sup>へ</sup>可致持参事

但参着候ハ、旅宿所書付早速当職旅宿<sup>へ</sup>可届出候

一 御用懸り 本多下総守殿

井上河内守殿

一 当二月四日辰刻

御朱印御本紙並写大直紙<sup>ニ</sup>相認上包美濃紙<sup>ニ</sup>

いたし候<sup>而</sup>壹通ツ、当職<sup>へ</sup>可致持参事

一 江戸<sup>へ</sup>差出候

御朱印写中奉書<sup>ニ</sup>相認、上包小奉書<sup>ニ</sup>いたし一通り、

外<sup>ニ</sup>大直紙<sup>ニ</sup>認、上包美濃紙<sup>ニ</sup>いたし候<sup>而</sup>二通り用意

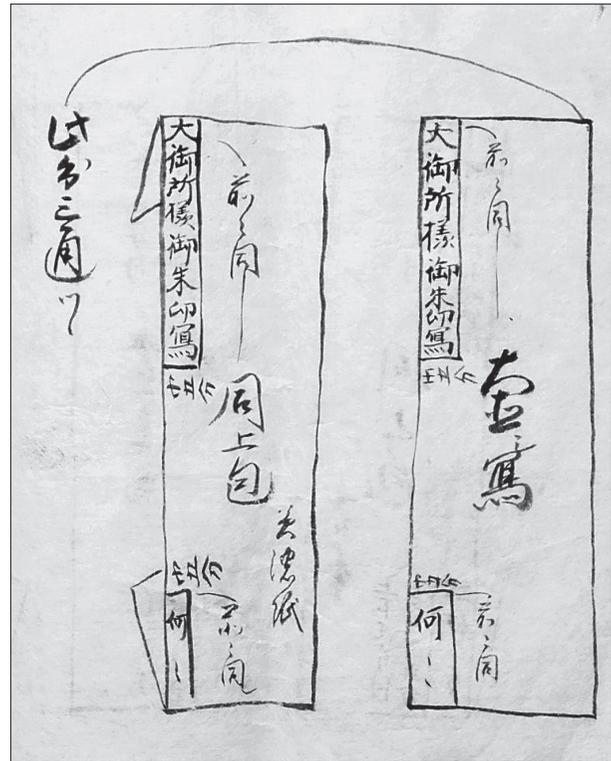
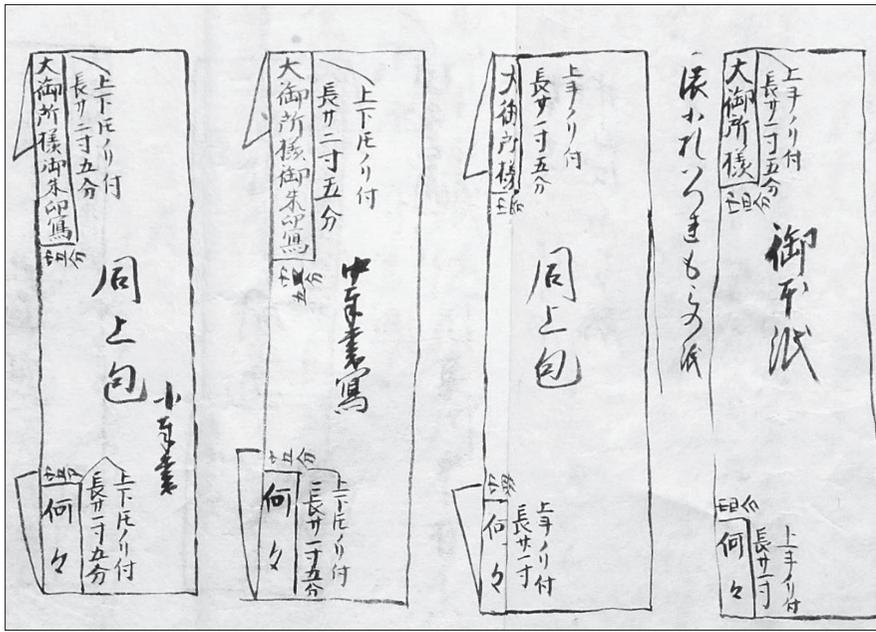
江戸<sup>へ</sup>可致持参事

戌正月

別紙ヒナ形扣

但何れも曲尺

縦紙横折紙共小札寸法同様



一 御朱印御本紙継目裏御印有之候ハ、継目之処ニ御印ト可書調之

一 板倉伊賀守殿添目録写年号月日付候て下ニ伊賀守書判と可認

但継目裏ニ印鑑有之不及記

小札ニ者

板倉伊賀守殿添目録写ト可認

将又参府人名前二月八日迄、以書付可申出事

二月四日辰刻

神應禪寺年預

戊二月八日

神應禪寺印

神應寺直登伴僧家来挟箱為持罷出候処、溜間ニ

御当職

火鉢南艸(煙草)盆出し有之、取次アサ上下ニ而役人森元ワカサ

御役人中

罷出奥書院へ致案内、尤前ニ訓し有之、中御箱蓋ニ

御本書替ノセ直ニ持參、僧正一札ニ白ツクエ一脚

次間ニ同白ツクエ一脚有之、左カワニ公文所・片岡長門守

上間シキイキワニ大隅守、右カワ写書読上ル、僧正本書見ル

大隅守

福田

僧正

ツクエ

御朱印之

ツクエ

森本ワカサ

公文所

長門守

先話ノ順次也、直ニ溜り引ワカサ口上、出府人誰人ニ候哉と  
相尋、一兩日之内治定いたし、書付ヲ以可申上与申置帰ル

二月八日

御届申口上覚

一今般

御朱印御改被仰出候ニ付、為五ヶ寺惣代、拙僧

参府仕度発足日限之儀者、追而御届申上候、以上

一高

御朱印石掛

石ニ六文  
錢百十四文遣

式百七拾七匁七分八厘式毛

当寺石打  
集銀覚

此銀

右之通り来ル廿日当寺へ持參可有之候、以上

天保九戌年二月十五日

神應寺

納所 知陳印

誰々殿

寺院社用者

末寺者持參可有之候、以上

当寺へ御差出し可被成候、以上

三月七日 此所へ録山へ届出有り

同九日

口上

江戸宿所

麻布溜池瑞泉寺

一今般

御朱印御改<sup>ニ</sup>付、五ヶ寺為惣代私義今月十五日

参府発足仕候、此段御届申候、以上

戌三月九日

神應禪寺

御当職

御——

同日

以手紙得貴意候、春暖相催候所愈御安康<sup>ニ</sup>

御寺務可被成奉賀候、然<sup>者</sup>先日者御入来被下候所、

折節在宅不仕残念<sup>ニ</sup>奉存候、其砌被仰置候

御朱印御預り申候儀、於仲間も此節一統相集候<sup>ニ</sup>

付、明後十一日朝飯後早々御持参可被成様、仲間申

居候<sup>ニ</sup>付此段申上候、委細<sup>者</sup>御面会之上御談

可申上候、右御案内旁如此<sup>ニ</sup>御座候、以上

三月九日

能村主計

神應寺様

当用

三月十一日朝飯後方丈伴貫道下男へ

御朱印箱為持、正明寺へ致持参候処、可致能村主計・

神原才市・神原タクミ三人立会<sup>ニ</sup>而相改、被受取

尤此方々惣数御本紙式拾壹本相預候、御箱者

此方々江戸へ持参<sup>ニ</sup>及候由申故、御本紙写計り

被請取也

可致請取書扣

覚

一御朱印御本紙

式十壹本

一右奉書写

式十壹本

一同大直し写

四拾式本

右之通り慥<sup>ニ</sup>預奉守護候、尤関東分

帰幡之上、御返還可申候、依<sup>而</sup>如件

戌三月十日

郷中印

神應寺

菓子料として金三百疋を片木<sup>ニ</sup>ノセ

奉書包<sup>ニ</sup>致し差出申候、尤人魂会

事故菓子料<sup>ニ</sup>而相頼入候也

三月十二日晚<sup>替</sup>紙来<sup>ル</sup>明四ツ時当職へ

同 十三日四ツ時罷出候処、勝手次第<sup>ニ</sup>

出立可致様申出シ、即日京御所司・両

奉行へ発足届<sup>ニ</sup>方丈申越、供権四郎

伴宣宗に芥川止宿

同十四日早朝罷出候処、証文方へ申入

両奉行へ書附出ス

口上

一今般

御朱印御改<sup>ニ</sup>付、五ヶ寺為惣代私儀参府

仕候、為御届参上仕候、以上

戌三月十四日 八幡禪宗五ヶ寺惣代

神應禪寺

御奉行所

三役所共、勝手次第<sup>二</sup>出府可致、尤婦寺御届可被成被申渡候

金五兩代

貳百八十九匁五分

残<sup>而</sup>十匁五分不足 此□壹メ貳百文

《史料二》(神応寺文書追補いー3号)

(包紙)

「御朱印証文一通 常德寺檀那  
落合将曹」

(包紙裏)

御朱印預証文壹通

常德寺檀那惣代  
落合将曹」

五箇寺御仲間中<sup>江</sup>御頼之一札

一常德寺先住玄那首座圓寂渡、後住知烈

行脚之内

御三代之御朱印<sup>并</sup>太閤秀吉公御朱印、右四通

御仲間御朱印箱<sup>江</sup>御預被下候様<sup>二</sup>御頼申候所、御

承引被下、右四通御預<sup>ケ</sup>申候、知烈被致帰住候ハ、

御渡可被下候、為後証仍而如件

常德寺檀中惣代

明和元<sup>甲</sup>年<sup>問</sup>十二月 落合将曹(印)

神應寺

全昌寺

慶春庵

巢林庵

《史料三》(神応寺追補いー4号文書)

神應寺 御朱印百貳拾石之内

高卷斛六斗貳升字つ志(辻)畠瑞泉庵領

右御配当<sup>三</sup>之田地致沽却、或ハ讓類親申

間布(敷)候、少々高<sup>二</sup>御座候間、庵之結申事ハ

成り不申、但何之末寺へ成共妹比丘尼并

我等之茶湯田付申候時、御違乱被仰間

敷候、諸事寺役之事ハ各々衆次<sup>二</sup>御無沙汰

申間敷候、為後日壹札如件

久庵

元和六<sup>庚申</sup>年十二月八日 為心(花押)

神應寺 御納所

《史料四》(神応寺文書追補い15号)

覚

八幡禪家曹洞宗

杉山神應禪寺

一御朱印高百貳拾石

當寺者 八幡大菩薩依御靈託、

行教和尚貞觀二庚辰開闢

造建也、至元祿十二己卯年年八百四拾年

罷成候、中古或時者天台宗、或時者

真言宗<sup>二而</sup> 数年転伝仕候由、應永

十五戊子年より禪宗曹洞宗<sup>二〇天應派</sup>

全ク極り、至尔今無断絶嗣法相統

仕来候、應永十五戊子年より今歲迄

貳百九拾貳年<sup>二</sup>罷成候事

一當杉山谷不動堂

右不動堂者神應禪寺建立之時

節、為奥院鎮守 八幡大菩薩

依御靈託、行教和尚造創<sup>二而</sup>

御座候、然上鎮守谷不動堂<sup>二</sup>お

ゐて、毎年正五九月末寺不殘召集、

転読大般若經兼懺法執行仕、奉祈

天下安全御武運長久御事、依

寺例御札者差上不申事

且又当寺不動堂より安居之奉幣を

つとむる最初之靈場<sup>二而</sup> 御座候、

当地毎年 天下御安全安居

祭礼之節、頭人先不動堂<sup>二</sup>參

詣致シ、岩瀑之靈水を汲塩

湯となし、祓禊精進し、垢衣

をぬき浄衣をつけ、安居之奉幣

をつとむる事、是塩湯がきと申

御神事之一条<sup>二而</sup> 御座候事

(次的一条抹消)

一秀吉公高麗御陣之時分、神應寺

より異国御退治之御軍船、

御見廻之ため、筑紫名護屋迄

使僧可遣之間、被仰付由<sup>二而</sup> 使僧

遣申候、即名護屋よりの御返簡

尔今所持仕候、木下半介<sup>与</sup> 申仁へ、

被仰付大唐へ可被差遣御人数書

など被仰下候、尤前田徳善院殿

御奉書御座候事

一坂倉伊賀守殿京都御所司代之

時分、当寺之儀者八幡禪宗之

本寺たる上、末寺等諸法度之事

可致沙汰之間、御奉書御座候、

尔今所持仕候事

右之通相違無御座候、以上

神應禪寺現住

元禄十二己卯年二月日

廓翁

山城八幡

正徳元年卯六月

神應寺

御奉行所

御役人中

珪洲判

《史料五》(神応寺文書追補い16号)

乍恐口上之覚

手前扣

一山城八幡神應寺之儀者

権現様・台徳院様・大猷院様御代々共二一本

御朱印頂戴仕候処、厳有院様御代御朱印

御触之砌、為五ヶ寺惣代全昌寺参府仕候節、常

徳寺・全昌寺・慶春庵・巢林庵五ヶ寺一紙二

被成下候、依之常憲院様御代先住前

之通一本御朱印奉願候所三、先罷登り候様二被仰候

間、写指上ヶ先住罷登候、其以後京都御諸(所)司

代二而五ヶ寺一紙之御朱印頂戴仕候、神應寺

儀者御奉行前田徳善院玄以公、御諸(所)司代

板倉伊賀守勝重公両所之御折紙二茂、八幡

禪宗之本寺と被成下候得者、右四ヶ寺とハ

各別之訳二御座候間、先規 御三代被

成下候通一本御朱印頂戴仕候者、偏二難有

可奉存候、以上

《史料六》(神応寺文書追補い17号)

御尋二付奉申上候

城州綴喜郡八幡

神應禪寺

御朱印頂戴并御改之節、從

権現様御代御三代様之間者、一本

御朱印頂戴仕候、從

厳有院様御代禪家五箇寺

洞家 神應寺  
濟家 四箇寺

組合御一紙二被成下頂戴仕候、右五ヶ寺

御代々御朱印頂戴之儀者、仲間当番之者

参府仕、御吟味相濟於京都頂戴仕来候、

今般宝曆年中・天明年中両御改之訳合

依御尋、先年之記録相写差上申候、且

神應寺之儀者前々願上候通り之格式二御座候間、

余之四ヶ寺ト同格二ハ無御座候間、先住桂洲代

願書之扣、奉入御覽候、同桂洲代参府之

記録茂差上奉入御覽候、以上

御朱印高之覚

一百式拾石

神應寺

一三拾石

常德寺

一式拾石

全昌寺

一五拾石

慶春庵

寛政八年辰

巢林庵

七月

神應寺

寺社

御奉行所

御役人中

《史料七》(神應寺文書追補いー8号)

(端裏書)

「寺社御奉行所上ケ申候訴訟之ひかへ并百性返答書

田中殿新善法寺殿へ参候状之写、同返書之写

乍恐言上

一城州八幡杉山神應寺曹洞宗<sup>二</sup>御座候、

御代々之御朱印高百式拾石拜領仕、内六拾

七石五斗八升末寺拾ヶ寺<sup>江</sup>配当仕、残五拾式石

四斗式升本寺神應寺知行仕候処<sup>三</sup>耽<sup>二</sup>と

年貢等も納不申候<sup>二</sup>付、元和七年辛酉之

年、板倉伊賀守様御代<sup>三</sup>双方立合免を定

自今以後如此納申様<sup>二</sup>と當社務新善法寺へ

被仰付、則百性共<sup>三</sup>請状をいたし、尔今所持仕候、

元和七年辛酉之年今承応三甲午之年迄

三拾四年無恙納所仕、拾壹年以前明暦元未之

年納所仕間敷旨、百性三拾人程一同いたし、

社務中へ訴訟申候処<sup>三</sup>、件之如請状之納所可

仕旨、社務中一同<sup>二</sup>御申付候<sup>二</sup>付、無相違納

申候処、又六年以前万治四年庚子之年

百性壹人年貢納所不申候<sup>二</sup>付、此時者神應寺の

社務中へ訴訟仕候得者、弥如前々之年貢納

所仕候様<sup>二</sup>と此時も社務中一同<sup>二</sup>御申付無

相違相済申候、神應寺作人数多御座候、大分<sup>者</sup>

前々之通無異儀納所仕候処<sup>三</sup>、又候哉、寛

文二寅年<sup>二</sup>常盤町百性作人中拾五六人

徒党仕、御朱印之内年貢九石四斗五升余

納所不仕候<sup>二</sup>付、社務中へ訴訟申候処<sup>三</sup>、内談被仕

去々年卯極月十二日当社務善法寺右之

百性作人共呼被出、如先規之年貢納候様<sup>二</sup>と

様々被仰候ことも、合点不仕候付、其以後去年春中

今度々訴訟仕候処、同年極月七日<sup>二</sup>寄合<sup>三</sup>之

上<sup>二</sup>而先年之通年貢相済<sup>シ</sup>申様<sup>二</sup>と當

社務善法寺被申付候得共、一切承引依不仕

候、此上者御 公儀<sup>江</sup>御訴訟申上候様<sup>ニ</sup>と御申

渡候<sup>ニ</sup>付、此度罷<sup>下</sup>候、少寺領之内三年分

以上式拾八石三斗七升余年貢納不申途

惑仕候間、右之百性作人共被召寄如先規年

貢納申様<sup>ニ</sup>被為仰付被<sup>下</sup>候ハ、難有可奉存候、

幸御年頭之御礼<sup>ニ</sup>当社務善法寺被罷<sup>下</sup>候、

右之様子御尋被遊被<sup>下</sup>候ハ、弥以難有可奉存候、

以上

城州八幡杉山

寛文五<sup>乙</sup>年正月廿七日

神應寺

御奉行様

外百性之名付上申候

年貢納所不仕百性之覚

常盤町 六右衛門

同 五郎左衛門

同 善左衛門

同 同人

同 長左衛門

同 孫兵衛

同 作助

同 仁右衛門

同 市右衛門

同 甚四郎

同 太郎左衛門

同 孫左衛門

同 同人

同 甚右衛門

同 与吉

同 民部卿

以上

常盤町百性返答書写

乍恐返答言上

一 杉山神應寺直伝和尚御代<sup>ニ</sup>一札被仰付、元和七年辛酉九月廿九日<sup>ニ</sup>

一 札指上申候、元和七年の三拾四年之間、無恙御年貢御取被成候旨、

被致言上候、其段相違仕候往々<sup>ニ</sup>日損水損之年ハ其年之物成見かけ

<sup>ニ</sup>被成免を申請、則其免手形儘<sup>ニ</sup>御座候、御事付ハ日損水損之歳ハ此

見かけ<sup>ニ</sup>被成可被<sup>下</sup>証文御座候御事

一 四年以前<sup>壬</sup>六月十三日<sup>ニ</sup>大洪水<sup>ニ</sup>て八幡領之堤<sup>三</sup>所迄大分切、立毛

一粒も無御座候<sup>ニ</sup>付、先年之通免被<sup>下</sup>候様<sup>ニ</sup>と度々御断申上候へと

も、鎌不入田地<sup>ニ</sup>急度本年貢皆済仕候様<sup>ニ</sup>と御申<sup>ニ</sup>付、相済不申候所

<sup>ニ</sup>卯年之物成御座候<sup>ニ</sup>付、当年分納所被成被<sup>下</sup>候様<sup>ニ</sup>と度々申上候

へ共、寅ノ年之物成一粒も無御座候処を一度<sup>ニ</sup>相済様<sup>ニ</sup>と被申候故、

卯ノ極月十二日<sup>ニ</sup>善法寺様へ被召出、如前々之免被仰付被成被<sup>下</sup>候

様<sup>ニ</sup>御断申上候へ共、御聞分も無之、年貢納所仕候様<sup>ニ</sup>と計之御意、

其時謹成証文指上達<sup>而</sup>御断申上候<sup>二</sup>付<sup>而</sup>、三人之社務中御寄合之上<sup>二</sup>て可被仰付と御意<sup>二</sup>罷立候、然<sup>二</sup>處<sup>三</sup>神應寺<sup>二</sup>分同月十八日<sup>二</sup>田地被召上作人喝(渴)命<sup>二</sup>歛下悉被召上迷惑仕候、其御節公儀様へ言上仕度、奉存候<sup>二</sup>無風情作人共<sup>二</sup>て御座候故、時節を相待候<sup>二</sup>右之田地甲辰六月之節迄御あらし置被成、又作人共<sup>二</sup>右之通<sup>三</sup>作仕候様<sup>二</sup>と被仰付候<sup>二</sup>分時分過候へハ、立毛御座有間敷と御断申上其上<sup>二</sup>て立毛かけ申候へとも物成無御座候御事、右三年之内壬寅之年ハ水損、甲辰之年ハあれ<sup>二</sup>御座候<sup>二</sup>、此兩年<sup>二</sup>も本年貢急度皆済と御申<sup>二</sup>付、迷惑仕候御事、

右之趣被為聞召分先年之通<sup>二</sup>被為仰付被下候者難有可奉存候、以上

寛文五年乙巳二月八日

八幡常盤町

寺社御奉行様

作人方

右之趣江戸寺社御奉行井上河内守殿・加々爪甲斐守殿<sup>江</sup>正月廿七日河内守殿月番<sup>而</sup>御座候<sup>二</sup>付、御訴訟<sup>二</sup>罷出申候<sup>二</sup>、即日<sup>二</sup>召状を田中殿・新善方殿被遣被下候故、則正月廿七日江戸分召状を上せ二月四日八幡両社家へ相届申候<sup>二</sup>付、常盤町百姓名代<sup>二</sup>市右衛門・甚右衛門・孫兵衛三人江戸へ二月十六日<sup>二</sup>參着致、同十七日<sup>二</sup>両寺社御奉行所へ御断<sup>二</sup>罷出、同十八日<sup>二</sup>加々爪甲斐守殿御月番<sup>二</sup>て御座候<sup>二</sup>付、百性共被召出右之様子御聞被遊三年分年貢不納曲事之段、其上御朱印之表寺領とゆい、又當社務善法寺申付を不承、地頭<sup>二</sup>背、彼是以曲事と両寺社奉行所被仰候<sup>而</sup>、右三人之百性共籠舎被為仰付候、同月廿九日、甲州殿參籠舎被仰付候三人之百性共今日御赦免被成被下候

様<sup>二</sup>と御訴訟申上候<sup>二</sup>、三人籠舎を被召出、三年分年貢納所可仕かと被仰付候へとも、百性同心不仕候故、左候ハ、田地共悉神應寺へ差上申候様<sup>二</sup>と被仰付候故三人之百性畏奉存候由申上候<sup>二</sup>付、左候ハ、三人之百性<sup>二</sup>手形を被仰付、田地差上申候と手形仕、両御奉行所へ手形仕上<sup>ケ</sup>申候<sup>二</sup>、通其庵御呼出被成候<sup>而</sup>、則御兩奉行所へ上<sup>ケ</sup>申候手形被下頂戴仕罷出申候、其手形神應寺方丈へ納置申候  
寺社御奉行所ヨリ田中殿・新善法寺殿へ召状參候<sup>二</sup>写

猶々最前被仰下候松本坊御殿司の事

御指紙之通神應寺領作人召寄

岩本坊・横坊召寄申渡候<sup>二</sup>、畏奉存候

当十八日前其御地へ致參着候

様<sup>二</sup>申渡シ候、右之内病人又ハ同作

之者別紙<sup>二</sup>書付進上申候、

被仰下候通神應寺訴状作人共<sup>二</sup>

見せ申候間、一所<sup>二</sup>封入進上仕候、恐惶

謹言  
田中

二月六日  
新善法寺

井上河内守様

加々爪甲斐守様

新善法寺

田中

加々爪甲斐印判

其元神應寺就訴訟、此書付之百性共当所へ召寄候間、来二月十八日前江戸へ參着候様<sup>二</sup>急度可被申付候、神應寺指上候訴状遣候間、百性<sup>二</sup>も見せ可被申候、但此訴状百性參候時分此方へ可致返進候、以上

正月廿七日 井上河内印判

田中

新善法寺

《史料八》(神応寺文書追補い19号)

願書

山城國八幡神應寺者八幡薩埵之御寺<sup>二</sup>而八百四拾六年之古跡、百貳拾石、御朱印地曹洞宗<sup>二</sup>而御座候、去卯年<sup>レ</sup>常法談之地<sup>二</sup>被仰付候得共、諸堂及大破<sup>二</sup>修覆自力<sup>二</sup>難相叶、依之勸化之儀、公訴仕候処、御吟味之上蒙御免許、江戸町々并町統御代官所、其外京都・大坂・堺・伏見・奈良迄不殘勸化帳相廻<sup>シ</sup>志<sup>シ</sup>次第之勸化仕御事御座候、御領分之儀も町在共<sup>二</sup>志<sup>シ</sup>次第相對之勸化仕度奉願候、尤対城主様<sup>江</sup>何等之御願申上御事<sup>二</sup>而茂無御座候、御領分相廻<sup>リ</sup>候節、町々村々<sup>江</sup>御支配之御役人中<sup>レ</sup>神應寺願<sup>二</sup>付、御領分相對之勸化指免<sup>シ</sup>巡行候間、先々<sup>二</sup>而相うたかい申間鋪候、勿論行暮候、其所<sup>二</sup>而無相違宿借シ可申旨、御触知せ之段奉願候、当年相廻<sup>リ</sup>候事<sup>二</sup>而も無御座候、御免許被下候者來年中巡行仕度奉存候、縁を以外之御大名御領分段々相願申御事御座候、最早得免許相廻<sup>リ</sup>候国々も御座候、右之趣被聞召届御免被下候者忝可奉存候、以上

城州八幡

西十一月

神應寺

廓翁

《史料九》(神応寺文書追補い10号)

永代売渡<sup>シ</sup>申田地作職之事

御朱印徳雲庵分之内  
一字水落六畝半之所也

内今本米六升神應寺<sup>江</sup>出申候、国役掛物

四斗六升分神應寺<sup>江</sup>出申候、其外諸役

出来等無御座候、尤右証文卷通進<sup>シ</sup>申候

右之地面我等雖為買得依有要用文銀

五百目、慥<sup>二</sup>受取永代売渡<sup>シ</sup>申処実正也、

然<sup>ル</sup>上<sup>者</sup>右之地面<sup>二</sup>付違乱妨申者無之候、万一

違乱之輩於有之者、印形之銘々罷出埒明

少<sup>シ</sup>も御損難相掛<sup>ケ</sup>申間敷候、為後証

作職売券状如件

請人奥谷 久兵衛 (印)

寛政八年丙辰十二月 讀<sup>リ</sup>主 萬屋忠兵衛

母 (印)

常昌庵

御旦那中

《史料十》(神応寺文書追補い123号)

就御尋申上口上之覚

一此度片岡ノ官今柴座町<sup>二</sup>在之候慶春

庵ヲ紺座町小寺寿庵屋敷江引移<sup>シ</sup>

申度段御願申上候<sup>二</sup>付、依之五ヶ寺仲

間別心も無御座候哉と御尋被成候、此儀仲

間打寄示談仕候所、於仲間何之存念も

無御座候<sup>二</sup>付、以書付申上候、以上

禪家五ヶ寺惣代

宝曆十一辛巳歲正月

巢林庵判

御当職

御役人中

《史料十一》(神応寺文書123号)

奉願常法幢之事

山城州綴喜郡八幡庄杉山神応禪寺者 八幡大菩薩

依御靈託行教和尚貞觀式庚辰年開闢造建也、

到元禄十二己卯年八百四拾年<sup>二</sup>罷成候、中古或時者天台宗、

或時は真言宗<sup>二</sup>而<sup>二</sup>數年転伝仕候、応永十五年戊子年<sup>〇</sup>

禪家曹洞宗<sup>二</sup>法脈全ク極りに<sup>〇</sup>無断絶嗣法相統

仕来候、則尾州下津正眼寺門葉天鷹和尚十世之孫

周泰和尚之傍へ出<sup>二</sup>長嚴和尚之靈跡特<sup>二</sup>從

権現様御代々百式拾石之 御朱印地其上板倉伊賀守殿

京都所司代之節、神応寺儀者、八幡為禪宗之本寺故

末寺等諸法度事可申付之旨 御奉書迄被成下候

右之通之古跡故、末寺茂數十箇寺常住衆僧も數多

御座候得共、法幢断絶仕候<sup>二</sup>付、檀末共<sup>二</sup>一等<sup>二</sup>致悲歎達而

常法幢奉願候、尤由緒之檀越神原内匠添状<sup>二</sup>申上候

通、御免許被仰付候ハ、永々無断絶法幢執行之祠堂

施入可仕与申候<sup>二</sup>付、依茲難黙止、此度參府仕候間、被<sup>〇</sup>

聞召分御免許被 仰付被下候ハ、難有可奉存候

其外寺之来由者逐一口上<sup>二</sup>可申上候、以上

元禄十二己卯年四月三日

山城州綴喜郡八幡

神応禪寺

廓翁印

關東三箇寺

御役者中

【図1】掛絡・戸帳



2. 赤地金襴文蜀江形 单位cm  
 田相 41.0 × 57.8 環：象牙  
 紐長さ 外側 127.5 内側 126.8  
 紐幅 外側 11.4 内側 11.3



1. 紅地唐織蜀江錦文 单位cm  
 田相 40.0 × 67.0 環：象牙  
 紐長さ 外側 131.0 内側 129.5  
 紐幅 外側 11.0 内側 10.5



4. 不動尊厨子戸帳 单位cm  
 84.5 × 67.5 白糸葵紋二カ所



3. 黒地広東緞子文輪形大小菊紋等 单位cm  
 田相 36.8 × 56.0  
 紐幅 外側 10.8 内側 5.1

〔図2〕 御朱印笈

（底板墨書）

「御朱印者当寺最第一之常

住物也、故費黄金十兩作此

笈欲以入御朱印置、面前常

保護而便火急難也、永代住

職人思之堅勿雜用矣

宝永四丁亥天

孟夏十二

山代州綴喜郡八幡荘

杉山神応禪寺

廓翁然置焉（花押）

（蓋裏貼紙）

御朱印箱目錄

一 権現様御朱印 写共

一 台徳院様御朱印 写共

一 大猷院様御朱印 写共

一 嚴有院様御朱印

一 常憲院様御朱印

一 外二写

一 太閤様御朱印

一 同折紙

一 板倉伊賀守殿

一 前田徳善院

一 八幡菩薩火御影篋入

一 常会免翰永平寺分一関三寺定書

一 随会免翰関三ヶ寺分一願書

一 永平寺状一通一御札献上願書以上箱入

一 御朱印一件書附願書百性一件一ク、リ

一 上田法幢料証文并頼母子証文袋入一ツ

一 同法幢料差引三冊

一 心光院上田之書附宗徳庵一件諸書付共一袋

一 永井家祠堂田証文等表具一軸

一 御朱印付參附帳面書附一袋

一 上田法幢料書附帳面并外願書書附末寺願書等四括

一 田畑水帳圖書一冊

一 谷不動道筋図并書附等一括

一 開闢行教和尚画像一軸篋入

時文政八龍次乙酉三月吉旦

三十五葉尊應代改之



笈 寸法	単位cm
上幅	41.5
上奥行	32.0
総高	76.8
脚部下幅	50.5
下奥行	41.0

【図3】御朱印笈革覆

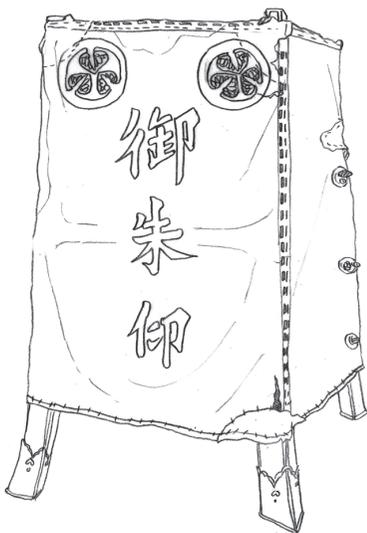


御朱印革覆裏側

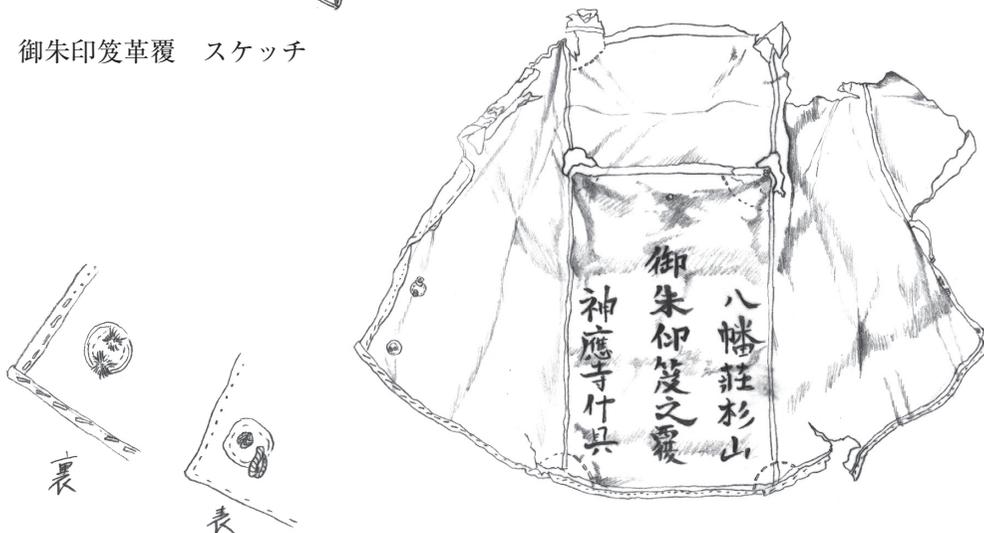


御朱印革覆

- ・角の部分は別材の革で補強。
- ・上部・側面など革を繋げる角の部分は、革紐で縫付ける。
- ・裾部などは糸で始末する。
- ・裏側側面に三ヶ所留具の取付がある



御朱印笈革覆 スケッチ



側面留具

御朱印革覆裏側 スケッチ